

出産費用は「医療機関への直接支払制度」で、一時的な負担が軽減されます

協会けんぽの加入者が出産をしたときは1児ごとに42万円が出産育児一時金として支給されます。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときなどは、40.4万円となります。

出産育児一時金は、平成21年10月1日より「医療機関への直接支払制度（下図）」が導入されています。この制度は、医療機関が加入者の代わりに出産育児一時金を申請して、医療機関が直接受け取るというものです。このことにより、加入者の一時的な支払いの負担を軽減することができます。

ただし、出産費用と出産育児一時金の金額が一致しないかぎり、出産費用の不足分の支払いや、出産育児一時金の受け取り残し分の申請が必要になります。

【例1】 出産費用が出産育児一時金の額を上回る場合

★出産費用が45万円だとすると・・・

出産育児一時金42万円 - 出産費用の総額45万円 = △3万円

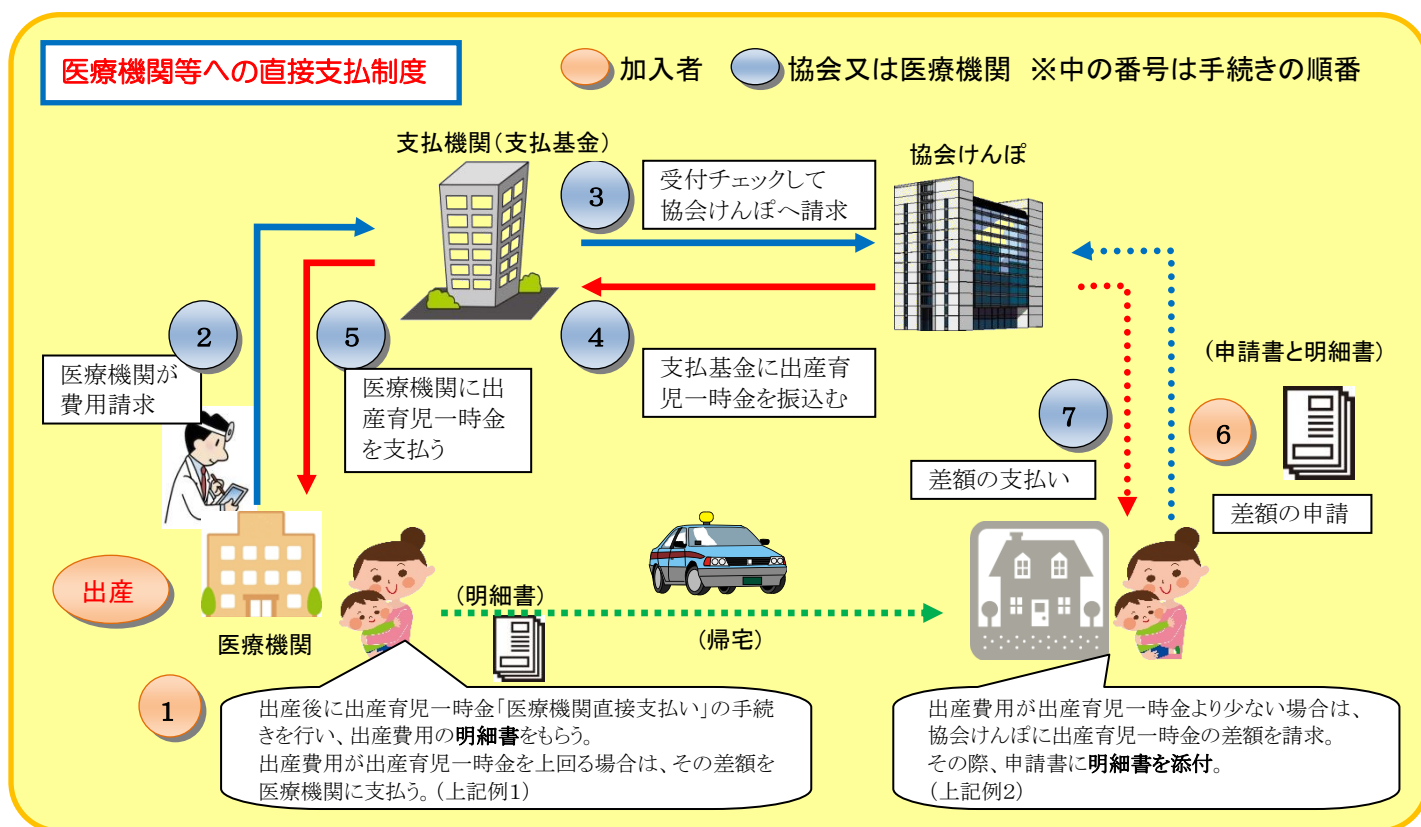
医療機関に3万円を支払います。

【例2】 出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合

★出産費用が40万円だとすると・・・

出産育児一時金42万円 - 出産費用の総額40万円 = 2万円

協会けんぽに2万円の出産育児一時金を申請します。



「医療機関への直接支払制度」の手続きは、出産後に医療機関内において行いますが、この方法を希望しない場合は従来の方法として、出産費用を医療機関へ支払った後に、協会けんぽへ出産育児一時金を申請することになります。

出産育児一時金の詳しい内容については、協会けんぽ岩手支部までお問い合わせ願います。

出産育児一時金 差額請求のフローチャート

協会けんぽの加入者が出産したときは、出産育児一時金を申請できます。
 出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合は、事前に医療機関と直接支払制度を利用する旨の合意文書を交わします。
 ※ 合意文書には出産育児一時金の申請先保険者が記載されます。



出産

出産費用は出産育児一時金の金額（42万円）未満でしたか？
 ※ 産科医療補償制度未加入機関での出産の場合は40.4万円

はい

出産費用との差額について協会けんぽへご請求いただきます。差額をご請求いただけることを協会けんぽで把握できた時点で（通常2～3ヶ月後）、協会けんぽから申請書をお送りし、請求についてご案内いたします。
 なお、協会けんぽからのご案内を待たずに、ご請求いただくことも可能です。

いいえ

出産費用が出産育児一時金の額を超えた場合、超えた額を医療機関等へお支払いいただきます。
 出産育児一時金の申請は、全額について医療機関等が行います。加入者様は特に手続きの必要はございません。

案内を待たずに請求

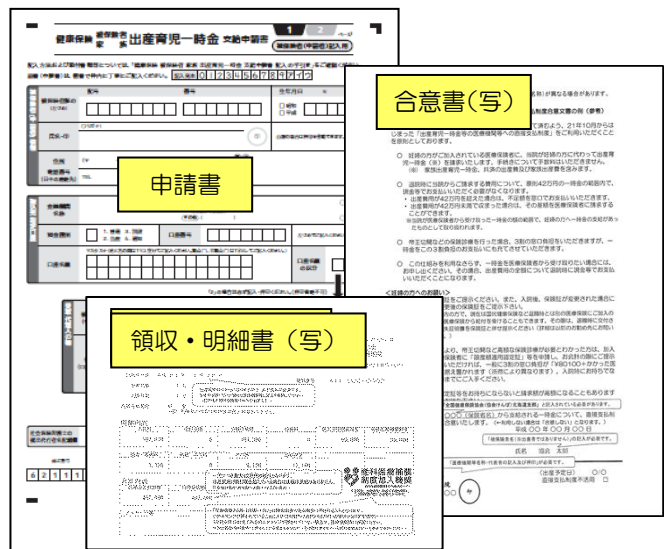
申請書に必要な書類を添付のうえ、協会けんぽに提出します。

【申請書】

健康保険出産育児一時金内払支払依頼書・差額申請書

【添付書類】

- ① 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー
 ※ この領収・明細書の中に「出産年月日」と「出生児数」の記載がない場合は、申請書所定欄に医師・助産師または市町村から証明を受けてください。
- ② 直接支払に関する合意文書のコピー



申請書は協会けんぽ窓口と、各年金事務所に配置しているほか、ホームページからダウンロードもできます。
 また、申請書の提出は郵送でも可能です。



全国健康保険協会 岩手支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25

朝日生命盛岡中央通ビル2階

(代表) 019-604-9009